

「屋部支所整備計画調査業務委託プロポーザル公募」募集要項

1 業務名称

屋部支所整備計画調査業務委託

2 事業目的

名護市役所屋部支所を新支所として整備するに当たり、屋部支所管内エリアを多角的に調査し、地域の拠点施設として地域連携及び地域資源等を活用した総合的な整備計画を策定する。計画策定に当たっては、児童館機能を踏まえた適正な住民ニーズに基づく施設規模設定と効率的な管理運営体制の在り方について検証し、事業の実効性を確保するものとする。

3 委託業務内容

別紙「委託業務仕様書案」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 15 日まで

5 見積りに関する要件等

予定事業費 5,530,000 円（消費税含む）以内

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 過去に他自治体等で、観光エリア整備に関する実績、若しくはそれに類似する事業実績があること。

7 募集期間

- (1) 参加申込書受付

平成 29 年 8 月 8 日（火）～平成 29 年 8 月 18 日（金）午後 5：00

- (2) 企画提案書受付

平成 29 年 8 月 21 日（月）～平成 29 年 8 月 25 日（金）午後 5：00

8 応募方法

- (1) 参加申込

- ア プロポーザル参加申込書様式
- (2) 応募様式
 - ア 企画提案応募申請書【様式1】
 - イ 企画提案書【様式2】
 - ウ 会社概要書【様式3】
 - エ 積算書【様式4】
積算の費目については、各積算費目の単価と内訳を記載すること。
 - オ 事業実施計画【様式5】
 - カ 執行体制【様式6】
 - キ 実績書【様式7】
 - ク 質問書【様式8】
 - ケ 申請受理票【様式9】
 - コ 参考資料（必要に応じて）
- (3) 提出物
上記応募様式ア～キをファイリングして1部とし8部作成し提出すること。
- (4) 応募申請書提出において疑義が発生した場合、書面で担当者に連絡すること。
- (5) 応募申請書受け取り時又は郵送物着後に、申請受理票【様式9】を交付。
本件に係る御連絡の際には受付番号を使用ください。

9 詳細企画提案書等の体裁

- (1) 原則として、A4判縦又は横書き、左上綴りとする（20ページ以内）。
- (2) 必要に応じてA3伴横書き資料、図表を織り込むことも可とする。

10 プレゼンテーション審査

- (1) 日時：平成29年8月29日(火) 13:30
- (2) 場所：名護市役所庁内会議室
- (3) 提出された提案書等に基づき説明すること。
- (4) 会場への入場者は3人以内とし、次の時間帯に各々25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）で、プレゼンテーション審査を行う。
- (5) 審査は、次の予定時間帯で行うこととし、審査15分前までには、名護市庁舎内で待機しておくこと。

11 審査の方法

- (1) プレゼンテーション審査
 - ア 審査員により、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、6の応募資格等はもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。

イ 各審査員の審査総括表の総合点数の高い方を上位として、当該業務の委託業者入選順位を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は原則として提案金額の安価な提案事業者を最秀提案事業者とするが、最終的には選定委員会の意見も踏まえ、選定委員による多数決をもって決定する。

(2) 評価基準

【別添1】「評価基準及び評価項目について」参照

12 スケジュール

8月18日(金) 午後5:00 参加申込書受付締切
8月25日(金) 午後5:00 企画提案書受付締切
8月29日(火) プレゼンテーション審査
9月上旬 委託業者決定及び審査結果通知
9月上旬 契約予定

13 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、名護市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではありません。
- (2) 提出書類の作成及びプレゼンテーションに係る諸費用は応募者の負担とし、提出資料等は返却いたしません。
- (3) 提出された提案書、審査経過については公表いたしません。
- (4) 1事業者(企業共同体を含む)当たり、提案は1件とします。

14 お問い合わせ、応募申請書提出先

応募申請書等は、次により持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合でも提出期限内に必着とします。

- (1) 提出期限：平成29年8月25日(金)午後5:00
- (2) 提出部数：8部
- (3) 質問等：質問がある場合は、質問書【様式8】をFAX、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

※質問受付期間は8月22日(火)午後5:00まで

(4) 提出先：

〒905-0007

沖縄県名護市字屋部44番地

名護市 地域政策部 屋部支所 地域振興係(担当：宮城・山本)

電話：0980-52-2610 FAX：0980-53-6081

電子メール：yabu@city.nago.okinawa.jp

【別添 1】

評価基準及び評価項目について

評価項目		評価基準
1	実績	① 類似業務の実績があるか。
2	現状認識、課題把握	① 新屋部支所を拠点とした屋部地域における現状、課題を把握できているか。
3	企画提案	① 新屋部支所と地域が抱える課題に対して、地域特性を反映した的確な内容となっているか。 ② 調査、分析、検討の手法に事業成果を高めるための工夫や独創性が見られるか。 ③ 提案内容は妥当性があり、実現性が高いか。
4	業務遂行能力	① 従事するスタッフは、業務を遂行するに当たって人員体制が確保されているか。 ② 担当スタッフは有効な経歴や知識や見識を持っているか。
5	理解度	① 業務の目的、条件、内容の理解度が高いか。
6	費用	① 適正な金額となっているか。
審査得点合計		